

# 令和4年改定版 PPP/PFI 推進アクションプランと 国土交通省における取り組み

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 官民連携推進官 かわむら なおや  
河村 直哉

## 1. はじめに

PPP (Public Private Partnership) とは、行政が実施する各種行政サービスを、行政と民間が連携しつつ、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの質の向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念を指します。このPPPという概念には、例えば、PFI法<sup>1)</sup>に基づき民間資金等を活用するPFI (Private Finance Initiative) に加え、指定管理者制度や包括的民間委託などの概念が包含されます。

これらPPP/PFIについては、従前の「PPP/PFI推進アクションプラン」において掲げられていた事業規模目標（令和4年度末までに21兆円）を早期に達成しており、今後10年間の新たな事業規模目標も含めた、新アクションプランの策定の検討が昨年来進められてきたところです。

本稿では、これまでのPPP/PFIを巡る動きを振り返るとともに、令和4年6月に改定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」の主な内容や関係する国土交通省の取り組みについて解説します。

## 2. PPP/PFI を巡るこれまでの動き

我が国ではかねてより、国営企業の民営化や行政改革、第三セクターなどの名の下に、広義での官民連携の取り組みが進められてきました。そのような中、英国におけるPFI事業の展開などを踏まえ、1990年代後半以降、我が国においても、通商産業省や建設省における研究会の設置など、PFI導入に向けた議論が本格化しました。

その後、平成11年のPFI法の成立により、PFIに係る制度的枠組みが整備されるとともに、PFI推進委員会などの設置、基本方針や各種ガイドラインの策定など、PFIの推進体制が整えられてきました。また、PFI法の制定以降もPFI法の改正が数次にわたり実施され、行政財産の貸付に係る制度の充実や、コンセッション方式の導入、株式会社民間資金等活用事業推進機構が設立されるなど、制度の充実が随時図られてきたところです。

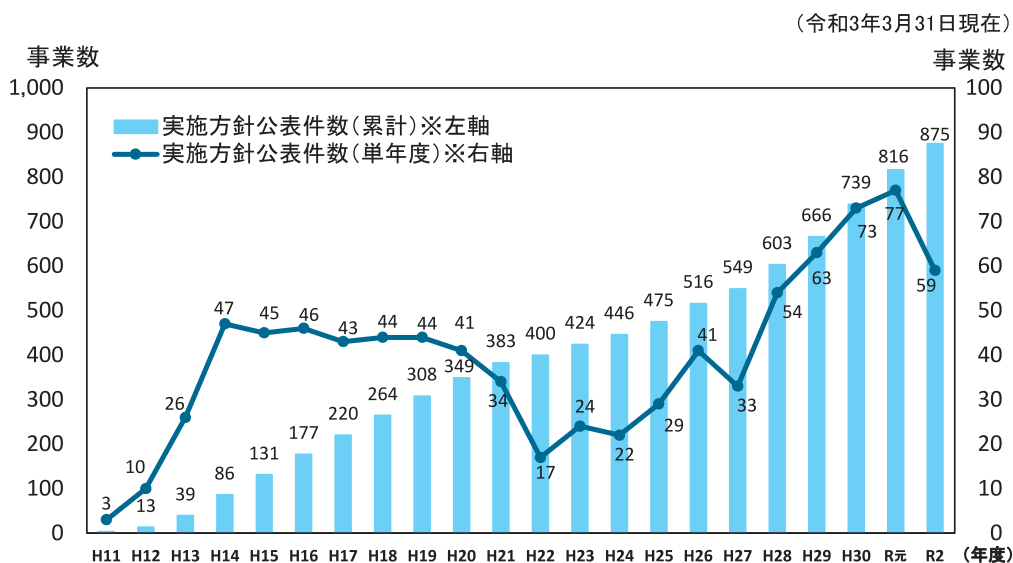
このように、官民連携に関する環境整備が徐々に行われてきたのにあわせて、地方公共団体を巡る情勢も大きく変化してきました。第1次、第2次地方分権改革などを経て、地方に対する事務・権限の移譲と規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）などが行われるなど、地方公共団体の自主性・自立性が高まっていく一方で、人口減少や少

子高齢化の進行に加え、インフラの老朽化など地域の抱える課題は多様化・深刻化してきました。

地方公共団体の職員数の減少や厳しい財政制約がある中で、これら課題に適切に対応するためには、PPP/PFIの活用も必要不可欠なものとなっているといえます。

### 3. 新たなPPP/PFI推進アクションプランのポイント

PFI法の制定以降、PFI事業は着実に実施されており、令和2年度末までに実施方針が公表されたPFI事業数の累計は875件となっています(図-1)。また、事業分野についても、学校施設や



(注) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

図-1 PFI事業の事業数の推移 (出典：内閣府資料より)

表-1 PFI事業の分野別事業数 (出典：内閣府資料より)

(令和3年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(社会教育施設、文化施設等)	4 (1)	246 (15)	42	292 (16)
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	23 (2)	195 (21)	2	220 (23)
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	128 (8)	3	131 (8)
庁舎と宿舍(事務庁舎、公務員宿舍等)	49 (2)	21 (1)	6	76 (3)
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	27 (6)	0	27 (6)
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	8	18	0	26
生活と福祉(福祉施設等)	0	25	0	25
その他(複合施設等)	7	69 (3)	2	78 (3)
合計	91 (5)	729 (54)	55	875 (59)

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 括弧内は令和2年度の実施件数(内数)

公営住宅などをはじめ、さまざまな分野で活用されていることがわかります（表-1）。加えて、PPPも含んだPPP/PFI事業の事業規模に関して、平成25年度以降令和2年度までにおいて約26.7兆円となり、平成25年度以降10年間の事業規模目標である21兆円を前倒しで達成したところです。他方、後述のとおり、更なるPPP/PFI推進に当たっては、一定の課題も引き続き存在しており、それらを踏まえた推進方策を検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、民間資金等活用事業推進会議等の場で、新たなアクションプランの議論が進められ、令和4年6月に「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」が同会議において決定されました。同アクションプランにおいては、現状の課題も踏まえた今後のPPP/PFI推進の方向性として、以下の4点を挙げています<sup>2)</sup>。

### (1) 地域における活用拡大

前述のとおり、PFI事業の事業件数は着実に増加しているものの、特に小規模自治体での活用が進んでいないことが課題となっています。例えば、PFI事業の実施率に関して、都道府県（74.5%）や政令市（95.0%）が高い一方、人口10万人以上20万人未満は40.1%、10万人未満では10.4%となっています<sup>3)</sup>。

特にこのような小規模自治体においては、自治体側のノウハウ不足や検討に向けた人員・予算不足なども課題であると考えられ、規模の小さい地方公共団体や地域の民間事業者等もPPP/PFIに取り組みやすい環境の整備を更に進めていくことが求められています。

### (2) 地域の主体の能力強化と人材の確保

(1)でも記載のとおり、地域におけるPPP/PFI事業の実施に当たっては、地方公共団体のみならず、事業に参画する地域の民間事業者や地域金融機関など、PPP/PFIに携わるさまざまな主体の能力強化と人材の確保が重要となります。

このような人材育成・確保を進めるために、新

アクションプランにおいては、株式会社民間資金等活用事業推進機構を活用した地域金融機関の人材育成、地域への専門家派遣や地域プラットフォームを活用した関係者のノウハウの定着・向上に取り組んでいくほか、多様なPPP/PFIの手法やプロセスから地域の実情や課題に応じた適切なPPP/PFIの手法やプロセスが選択できるよう、実績や効果、事業実施上の課題解決のノウハウ等の情報の共有・見える化を推進することが有効であるとしています。

### (3) 活用対象の拡大

また、前述のとおり、PFI手法についてはさまざまな分野で活用されているものの、新たなアクションプランにおいては、その活用対象の更なる拡大を進めていくべきであるとしています。近年、PFI法に基づくPFI事業や地方自治法に基づく指定管理者制度などに加え、Park-PFIや包括的民間委託、PPA方式<sup>4)</sup>などさまざまな官民連携手法の活用が進められていますが、人工衛星や地域公共交通なども含めた多様な分野において、民間ノウハウの活用を進めるべきであるとされています。

### (4) 民間による創意工夫の最大化

これらに加え、PPP/PFIの活用による効果を高めるには、民間の創意工夫が最大限発揮されることが重要であり、性能発注の推進や収益施設の併設等を伴うPPP/PFI事業の推進が必要であるとしています。一部の地方公共団体において、民間提案制度の導入などが進められていますが、いまだ一般的な取り組みとはいえ、民間発意によるPPP/PFI事業の案件形成を促進するため、地方公共団体における官民連携体制の明確化、活用の進んでいない民間提案制度の促進などの取り組みの強化等が必要であるとしています。

新たなアクションプランにおいては、これら推進の方向性に基づき、さまざまな推進施策が位置付けられています。加えて、計画期間中の事業規模目標として令和4年度以降10年間で30兆円を

表-2 重点分野と各分野における目標値（出典：PPP/PFI 推進アクションプラン（令和4年改定版）より）

分野	コンセッション事業等の目標件数*
①空港	令和8年度までに3件の具体化
②水道	令和8年度までに5件の具体化
③下水道	令和8年度までに6件の具体化
④道路（交通ターミナル）	令和8年度までに6件の具体化
⑤スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）	令和8年度までに10件の具体化
⑥文化・社会教育施設	令和8年度までに10件の具体化
⑦大学施設	令和8年度までに5件の具体化
⑧公園	令和8年度までに2件を目標に検討
⑨MICE 施設	令和8年度までに10件の具体化
⑩公営住宅	令和8年度までに10件の具体化
⑪クルーズ船向け旅客ターミナル施設	今後の動向等を見極めつつ検討
⑫公営水力発電	今後の経営のあり方の検討（公共施設等運営事業に加え、民営化・民間譲渡等を含む）が令和4年度末までに少なくとも3件
⑬工業用水道	令和8年度までに3件の具体化

※コンセッション事業のほか、一部分野については他の方式等を含む。詳細については、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和4年改定版）」参照。

設定したほか、コンセッション等の推進を進めていく重点分野として、空港、上下水道、公営住宅やMICE施設等の分野に加えて、交通ターミナル施設（バスタ）や公園、スタジアム・アリーナ等のスポーツ施設などが新たに分野として加わり、それぞれ具体化の目標件数を設定し、その取り組みの強化を図ることとしています（表-2）。

#### 4. 国土交通省における PPP/PFI 推進に向けた取り組み

国土交通省においては、前述のような施策の方向性も踏まえつつ、PPP/PFIに関するさまざまな支援策を実施しています。

まず、PPP/PFIの導入検討調査に関しては、先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体への支援策として「先導的な官民連携支援事業」を実施しており、原則として上限2,000万円の定額補助を行っています。同事業においては、例えば、空港や下水道などのコンセッション事業の検討、LABV手法の導入を検討した事例や道

路等における包括的民間委託など、さまざまな先導的な事業の案件形成を支援してきたところです。これら事業も含め、先導的な官民連携支援事業の支援案件に関しては、官民連携事業の導入を検討する他の地方公共団体等の参考となるよう、各支援案件における事業発案に至った経緯や目的、事業採算性、今後の事業の進め方などについて、それぞれ調査結果（概要、報告書）としてとりまとめ、国土交通省ホームページに掲載しています。

また、小規模自治体におけるノウハウの蓄積に向けて、人口20万人以下の地方公共団体を対象とする「専門家派遣によるハンズオン支援」を実施しています。同支援では、地方公共団体への伴走支援を実施するとともに、PPP/PFI事業を進めるに当たり地方公共団体が直面しやすい課題に対する解決策についてとりまとめ、「『専門家派遣によるハンズオン支援』から得られた官民連携事業の具体化のポイント」として公表しています。

更に、分野別の支援策として、インフラの維持管理、修繕等の分野を対象とする「インフラの維持管理・修繕等に係る官民連携事業の導入検討支

援」やカーボンニュートラルに資する官民連携事業の取り組みを支援する「官民連携グリーンチャレンジモデル形成支援」を設けており、それぞれ採択自治体へのコンサルタント派遣を通じて、PPP/PFIの導入検討調査を支援しています。

これらに加え、PPP/PFIに関する情報・ノウハウの横展開の観点からは、全国九つの地域に「地方ブロックプラットフォーム」を設置し、各種研修・セミナーの開催や首長会議を実施するとともに、具体的な案件形成を進めるためのサウンディングの場の提供を行っているところです。

国土交通省は、空港、下水道、住宅、公園など、インフラ分野の多くを所管しているところであり、新アクションプランも踏まえ、引き続きPPP/PFIの推進を図っていく予定です。

## 5. おわりに

PPP/PFIについては、着実にその活用が進んでおり、全体の事業規模や事業件数も増加してい

ます。このように、多種多様な分野・方法でPPP/PFIの活用が進む一方で、特に小規模自治体を中心にノウハウの不足などの課題は引き続き存在しています。

一方、限られた人員のもとでもPPP/PFI事業を成功させている自治体も多く存在しています。地域の課題解決のために適切な事業手法を選択できるよう、幅広い関係者と連携し、施策を展開していきたいと考えています。

※なお、本稿における意見や見解は組織を代表するものではなく、誤りは全て筆者の責に帰するものである。

- 1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- 2) PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）より（なお、本稿での記載順は同プランにおける記載順とは異なる）。
- 3) 内閣府資料より。数値は令和2年度末時点。
- 4) PPAとは、Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、需要家が発電事業者に対して電力使用量に応じた電気料金を支払う仕組み。